

入札公告（説明書）

令和4年10月4日

東日本高速道路株式会社 関東支社
市原管理事務所長 神林 尚樹

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|---|
| 1-1. 契約件名 | 令和4年度 市原管理事務所 工事中規制機材購入 |
| 1-2. 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社 市原管理事務所長 神林 尚樹 |
| 1-3. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社 市原管理事務所 総務
(住所) 〒290-0031 千葉県市原市村上 815 番地
(TEL) 0436-21-0091
(Mail) ki-o-ichihara@e-nexco.co.jp |
| 1-4. 競争契約の方法 | 一般競争入札方式 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. 見積活用方式の有無 | 無 |
| 1-7. 入札の方法 | 郵送入札（書留郵便等）…入札者に対する指示書【お知らせ】3を参照すること。 |
| 1-8. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-9. 入札保証 | 不要 |
| 1-10. 契約保証 | 不要 |
| 1-11. 契約書の作成 | 必要…入札者に対する指示書 [23] を参照のこと。 |
| 1-12. 契約図書 | |

(1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|---------------|---|
| ① 入札公告（説明書） | 本書 |
| ② 標準契約書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【購入契約書】を使用すること。 |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】《購買等契約》を使用すること。 |
| ④ 仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑤ 金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑥ 競争参加資格確認申請書 | 本書別紙様式1のとおり |
| ⑦ 入札書 | 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑦に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和4年10月4日(火) から 令和4年10月19日(水)まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項（調達概要）

2-1. 調達概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 物件等数量 | 仕様書のとおり |
| (2) 物件等の仕様 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入等場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期間 | 契約締結日の翌日から 60 日間 |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、本書 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が、競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ）において NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）で

ある場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人 の 定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請・入札に必要な書類の作成及び提出

(1) 競争参加希望者は、次に示す競争参加資格確認申請書及び入札書を作成しなければならない。

必要書類	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	◇必要事項を記入のうえ作成すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書 [6] [3] ①を参照すること
入札書（入札者に対する 指示書様式1）	◇入札金額は総価とし、納入等に関する一切の費用を含めた額を記載すること ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [9] を参照のこと

(2) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、上記(1)で作成した競争参加資格確認申請書及び入札書を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日の翌日から令和4年10月19日（水）16：00まで
- ② 提出場所 本書1-3に示す『契約担当部署』に同じ
- ③ 提出方法 書留郵便等に限る。（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。

④ 提出書類 競争参加資格確認申請書【2部】及び入札書【正1部】

⑤ 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び入札書を次に従い封筒に入れ封かんすること。

- | |
|---|
| <p>1) 封筒に、次に示す書類を入れて封かんしてください。
上記(1)に示す「入札書」</p> <p>2) 上記1)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
ア. 『入札書在中』
イ. 本書 1-1 に示す契約件名
ウ. 「競争参加希望者名」（競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可）</p> <p>3) 次に示す書類を封筒にすべて入れて封かんしてください。
ア. 上記(1)に示す「競争参加資格確認申請書」
イ. 上記1)、2)で作成した「入札書」を入れて封かんした封筒</p> <p>4) 上記3)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
ア. 『入札書類在中』
イ. 本書 1-1 に示す契約件名
ウ. 「競争参加希望者名」（競争参加希望者が法人である場合は法人名のみで可）</p> |
|---|

3-3. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請書に基づき、当該競争参加志望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

※確認結果通知 令和4年10月21日(金)を予定している。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示すものとする。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第4 開札及び落札者の決定

4-1. 開札の日時及び場所

(1) 開札については、次に定めるとおり行うものとする。

① 開札日時 令和4年10月26日(水) 10:00

② 開札場所 NEXCO 東日本 関東支社 市原管理事務所会議室

※開札の立会いについては、入札者に対する指示書[15][2]を参照すること

4-2. 落札者の決定及び通知

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって、本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 契約責任者は、上記(1)において落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を、落札者

以外の入札者に対し書面により通知する。ただし、開札に立ち会った入札者に対しては、落札者の氏名及び落札金額を口頭で周知する。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告日から令和4年10月12日（水）16：00まで
- ② 受付場所 本書1-3に示す『契約担当部署』のとおり
- ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出
（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。）

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問を受け取った日の翌日から原則として平日で5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する。
⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

以 上

【入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類の確認事項】

1. 入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類は次のとおりです。

入札及び競争参加資格確認申請に必要な書類について、提出前に今一度、不足がないか確認してください。

必要な書類	チェック欄		提出期限
競争参加資格確認申請及び入札に必要な書類（書留郵便等により提出）			
①本書3-2(1)に示す競争参加資格確認申請書（2部）	様式1	<input type="checkbox"/>	令和4年10月19日(水) 16時必着
②「入札者に対する指示書」5[9]に定める入札書（正1部）		<input type="checkbox"/>	

※書留郵便等については、入札者に対する指示書の冒頭【お知らせ】を参照してください。

2. その他

○入札に必要な書類に不足がある場合、入札に参加できません。

○入札に必要な書類は、提出期限を経過した後、差替え、再提出はできません。